

徴 徴 2 - 7
徴 管 2 - 7
令和2年3月9日

各国税局（所） 徴収部長 殿

国 税 庁
徴 収 課 長
管理運営課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について（指示）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者、売上の急減により納付資力が著しく低下している納税者等への対応については、徴収事務提要（注1）、猶予通達（注2）及び災害減免通達（注3）によるほか、下記のとおり定めたので適切に対応されたい。

（注）本通達において、以下の通達のことをいう。

- 1 平成25年4月1日付徴徴2-13ほか16課共同『徴収事務提要』の制定について」（事務運営指針）
- 2 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」（事務運営指針）
- 3 昭和53年6月21日付官総4-21ほか9課共同『災害被災者に対する租税の軽減免除、納税の猶予等に関する取扱要領』の全部改正について」（例規）

（趣旨）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者、売上の急減等により納付資力が著しく低下している納税者等から納付相談を受けた場合は、法令等及び本通達に基づき、納税緩和措置を適切に適用する。

なお、納税者との応接に当たっては、その置かれた状況や心情に十分配慮して、適切に対応するものとする。

記

第1 納税緩和措置の適用

新型コロナウイルス感染症発生後の納税者においては、納税者本人や家族、従業員等が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、消毒作業等により財産（棚卸資産を含む。以下同じ。）に相当の損失を受けたり、各種イベントの中止・延期、

観光客等の急減等により、売上が著しく低下して納税資金の捻出ができないことが想定される。

納税者から上記のような理由により納付相談を受けた場合は、「納税の猶予」（国税通則法（以下「通則法」という。）第 46 条）又は「換価の猶予」（国税徴収法（以下「徴収法」という。）第 151 条又は第 151 条の 2）の適用を検討する。

なお、納税緩和制度の要件の該当性の調査・確認については、早期かつ柔軟に対応することにより、適切に納税緩和制度を適用するものとする。

（注）

- 1 本通達に基づき処理した場合は、徴収システムの滞納整理事績等にその旨を入力しておくことに留意する。
- 2 今般の期限延長（令和 2 年国税庁告示第 1 号）は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、範囲（対象者及び税目）を指定して申告期限及び納期限を延長したものであるから、「換価の猶予に伴う分割納付期日」をはじめとした納付の期限は延長されないことに留意する。

第 2 通則法第 46 条第 1 項の適用

新型コロナウイルス感染症に伴い、財産に相当の損失を受けた場合については、災害減免通達第 3 章第 2 節第 1 款に基づき、以下の項目を確認することにより、通則法第 46 条第 1 項の納税の猶予を適用して差し支えない。

1 対象となる国税

災害減免通達第 3 章第 2 節第 1 款の 1 に定める国税（国際観光旅客税を含む。）

2 猶予の申請期限

災害のやんだ日から 2 月以内

（注）通則法第 11 条の「理由のやんだ日」と通則法第 46 条第 1 項の「災害のやんだ日」は必ずしも同一の日とは限らないほか、納税者ごとに異なる場合もあり得ることから、申請者の被災状況を斟酌し「災害のやんだ日」を判断することに留意する。

3 相当な損失を受けたかどうかの調査

相当な損失を受けたかどうかの調査は、可能な限り帳簿等により確認することとするが、納税者から帳簿等を徴することが困難な場合は、聞き取りによるほか署内資料によって判定しても差し支えない。

なお、確認に当たり、納税者の被災状況が分かる資料や帳簿等の提示を受けた場合は、その写しを保存する。

4 納税の猶予をする期間

通則法第 46 条第 1 項の納税の猶予をする場合には、納税者からの特段の申出がある場合を除き、納期限（延長後の納期限を含む。）から 1 年間の納税の猶予を認めて差し支えない。

5 通則法第 46 条第 1 項が適用できない場合の対応

通則法第 46 条第 1 項の納税の猶予が適用できない場合であっても、同条第 2 項の納税の猶予又は徴収法第 151 条の 2 の換価の猶予が適用できる場合があることから、適用できると認められる猶予の申請を案内するほか、申請ができない場

合は、職権による換価の猶予（徴収法第 151 条）を適用するなど、柔軟な対応を行う。

6 猶予期間内に納税できなかった場合の対応

通則法第 46 条第 1 項の納税の猶予をした期間内に猶予に係る国税を納付することができなかった納税者に対しては、同条第 2 項の納税の猶予を説明し、同項に該当する場合にはこれを適用する。

第 3 通則法第 46 条第 2 項の適用

1 共通事項

(1) 通則法第 46 条第 1 項の猶予との関係

納税者について、通則法第 46 条第 1 項の納税の猶予が適用できない場合、又は同項の納税の猶予をした期間内に納付することができなかった場合は、同条第 2 項の納税の猶予の適用を検討し、同項に該当する場合にはこれを適用する。

(2) 担保の徴取

通則法第 46 条第 2 項の納税の猶予を適用する場合には、原則として担保を徴しなければならないが、決算書及び現況などから担保提供できることが明らかである場合を除き、同条第 5 項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えない。

(3) 納税の猶予をする期間

通則法第 46 条第 2 項の納税の猶予をする場合には、納税者から特段の申出がある場合を除き、1 年間の納税の猶予を認めて差し支えない。

また、納税者が猶予をした期間内に猶予に係る国税を納付することができない場合には、納税者の個別の事情を確認した上で、通則法第 46 条第 7 項の規定によりその期間を延長して差し支えない。

(4) 差押えの解除

納税の猶予をした場合において、猶予に係る国税について既に差し押さえた財産があるときは、申請に基づき差押えを解除することができることに留意する（通則法第 48 条第 2 項）。

2 該当条項ごとの対応

納税の猶予の要件や申請に必要な書類等については、猶予通達に沿って確認を行うこととし、その際、別紙「納税の猶予の要件・申請に必要な書類等について」に示す猶予該当支出を参考に、同項の納税の猶予を適用して差し支えない。

被災状況や病気等を示す書類について、その添付が困難と認められる場合（通則法第 46 条の 2 第 5 項）は、聞き取りにより確認することとして差し支えない。ただし、聞き取った内容については確実に徴収システムに入力する点に留意する。

なお、納税の猶予に関する具体的な適用例については、別冊「納税の猶予の具体例と審査手順等（該当条項別）」を参照されたい。

第4 換価の猶予から納税の猶予への変更

徴収法第151条又は第151条の2の換価の猶予を受けている納税者について、納税の猶予の要件に該当することとなったときは、その換価の猶予を取り消した上で、納税の猶予を適用するものとする（猶予通達第2章第1節4の(7)参照）。

第5 換価の猶予の適用

1 納税の猶予との関係

納税者について、納税の猶予が適用できない場合、又は通則法第46条第7項による延長をした猶予期間内に納付することができなかつた場合は、換価の猶予の適用を検討する。

2 納税についての誠実な意思

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者から分割納付の申出があつた場合は、これまでの経緯等から納税について誠実な意思を有すると認めることができない特段の事情がある場合を除き、原則として納税について誠実な意思を有するものと認めて差し支えない。

3 担保の徴取

換価の猶予を適用する場合には、原則として担保を徴しなければならないが、決算書及び現況などから担保提供できることが明らかである場合を除き、徴収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第5項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えない。

4 換価の猶予をする期間

換価の猶予をする期間は、短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、1年間として差し支えない。

また、猶予をした期間内に猶予に係る国税を納付することができない場合には、納税者の個別の事情を確認した上で、徴収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第7項の規定により、その期間を延長することができる。

なお、納付資力が明らかに回復していると認められる場合を除き、同項の「納付することができないやむを得ない理由があると認める」ときに該当するものとして、その期間を延長して差し支えない。

5 差押えの解除

財産を差し押さえている納税者について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができることに留意する（徴収法第152条第2項）。

第6 滞納処分の停止

今後の納付が困難であると見込まれる納税者については、被災状況等の調査を行うとともに、財産の状況や今後の課税見込み等を的確に把握した上で、徴収事務提要に基づき適切に対応する。

特に、通則法第 46 条第 2 項第 3 号の納税の猶予を検討する場合（納税者がその事業を廃止した場合）については、必要に応じて、滞納処分の停止の検討を行うものとする。

第 7 その他

1 猶予期間内に新規滞納発生があった場合の対応

猶予をした期間内に新たな滞納が発生した場合において、納税者の納付資力等が猶予処理を行った時とおおむね同様の状態と認められるときは、通則法第49条第 1 項第 4 号の「やむを得ない理由があると認めるとき」に該当するものとして、猶予を継続するとともに、新たに滞納となった国税についても、猶予の適用を検討する。

2 延滞税の免除

納税の猶予及び換価の猶予を適用した国税については、猶予をした期間について、延滞税を免除する（通則法第63条）。

なお、免除する金額は、通則法第46条第 1 項又は第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号（第 1 号、第 2 号類似）の納税の猶予については全額免除であり、同項第 3 号、第 4 号若しくは第 5 号（第 3 号、第 4 号類似）の納税の猶予又は徴収法第151条若しくは第151条の 2 の換価の猶予については一部免除である。

また、納税者の現況が通則法第63条第 3 項各号に該当するときは、納付が困難と認められる額を限度として免除することができる。

3 受託証券の取戻しの要請があった場合の対応

納税者から、納付委託を受けている証券について取戻しの要請があった場合は、納税者の個別の事情を確認した上で、当面の納付資力が著しく低下していると認められる場合は、その証券を取り戻して返還して差し支えない。

納税の猶予の要件・申請に必要な書類等について

該当条項	通則法46条1項	通則法46条2項1号	通則法46条2項2号	通則法46条2項3号	通則法46条2項4号
要件	災害により財産に相当な損失を受けたこと (損失割合20%以上)	各号に定める一定の事実に基づき、国税を一時に納付することができないこと	通則法46条2項2号	通則法46条2項3号	通則法46条2項4号
申請書の提出期限	災害のやんだ日から 2月以内	いつでも可(期限はない)	病気等	事業の休業止	事業上の著しい損失
猶予該当事実(要件)を 確認する書類	被災状況を示す書類(注1) 帳簿、資産台帳、財産目録、被害額の明細等	被災状況を示す書類 帳簿、資産台帳、財産目録、被害額の明細等	病気がかった、又は医療費を支出したことを示す書類 医師の診断書 検査費用の領収書(陰性でも可)	休業したこと示す書類 廃業届 登記事項証明書	著しい損失を示す書類 損失を受けた日から現在までの損益計算書等と、前年同期の損益計算書等(注2)
猶予該当支出等 (支出又は損失)を 確認する書類	不要	被害額の明細等(注1) ・被災前の資産状況が分かる書類(帳簿、資産台帳など)	医療費の領収書 ・検査費用の領収書(陰性でも可) ・支出を余儀なくされた費用の明細等(代替要員への支払明細書など)	休業に際して支払った費用の明細書 ・清算による損失を示す書類	
納付能力を 確認する書類 (財産収支状況書等)	不要	必要			
添付書類の要否 (注4、注5)	提出が困難な場合、聞き取りで可(注3) (署内資料で代替可)	必要 (署内資料で代替可)			
猶予金額	猶予を受けられる 国税の金額	一定の事実に基づき納付することができないと認められる金額を限度	災害又は盗難により生じた財産の現実の損失額 (財産の原状回復費、商品の再調達価額等)	事業の廃止・休止による清算に伴って生じた損失の額 (在庫の投売りによる損失、従業員の退職金等)	著しい損失に当たるかどうかの認定の基準とした額を超えた部分の損失の額

(注1) 損失割合及び被害額は、時価が算出できない場合、簿価又は聞き取りによって算出して差し支えない。

(注2) 損益計算書等がない場合には、収支の明細書の「直前の1年間の収入及び支出の状況」欄を活用しても差し支えない。

(注3) 書類の添付が困難と認められる場合(通則法46条の2⑤)は、聞き取りによって要件の該当性や納付能力を確認する。

(注4) 添付書類については、税務署に提出のある書類(確定申告書、廃業届等)で確認できる場合は、それを活用して差し支えない。

(注5) 担保提供は原則として不要となるが、担保提供できることが明らかである場合、担保の提供に関し必要な書類の提出が必要である。

(別紙)

(別冊)

納税の猶予の具体例と審査手順等
(該当条項別)

○通則法 46 条 1 項の事例【災害により財産に相当な損失を受けたケース】

(事例) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品(例: 電化製品)が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産(例: 食材)を廃棄した。

【納税の猶予をする金額】

猶予を受けられる国税の全額

【①申請時の形式審査】

納税者から提出された猶予申請書等の確認を行う。

申請時に添付書類を提出できない場合は、後日提出させることとして差し支えない。

- 申請が「災害のやんだ日から2月以内」にされているか。
- 申請書に記載された国税の納期限は、損失を受けた日以後に到来するか(災害減免通達第3章第2節第1款1《納税の猶予が受けられる国税》参照)。
- 猶予該当事実を証する書類(帳簿、財産目録、被害額の明細等)はあるか。
 - ※ 状況により、書類の提出が困難と認められる場合は、損害の状況等を十分聴取する。
 - ※ 納付能力を確認する書類(財産収支状況書など)は不要

【②申請内容の審査時】

納税者が受けた財産の損失が、相当な損失に該当するか審査する。

- 財産の損失に、新型コロナウイルス感染症の影響と直接因果関係が認められるか確認する。
- 相当な損失とは、財産の損失の額が納税者の全積極財産の価額に占める割合が、おおむね20%以上の場合をいうが、固定資産及び棚卸資産の被災割合で判定しても差し支えない(災害減免通達第3章第2節第1款4《納税の猶予基準の特例》参照)。
- 原則として損失を受けた額は時価により算定することとするが、困難な場合は聞き取りによる確認でも差し支えない。また、被災前の価額は直近の決算書や元帳などの簿価から確認することとしても差し支えない。
- 猶予期間は、特段の申出がなければ1年として差し支えない。
 - ※ 中間申告に係る消費税等は、確定申告期限等までが猶予期間となる(通則法施行令第13条第2項参照)。

【③通則法 46 条 2 項 1 号の納税の猶予との関係】

1 項の納税の猶予は、2 項の納税の猶予に優先して適用する。

- 次の場合は1項の納税の猶予が適用できないため、2項の納税の猶予を適用する。
 - ・ 損失を受けた時において、猶予すべき国税が納期限を経過している場合
 - ・ 申請可能期間(災害のやんだ日から2月)を経過した場合
 - ※ 災害のやんだ日は、申請者の被災状況を斟酌して判断することに留意する。
 - ・ 財産の損失の額が基準を下回る場合

○通則法 46 条 2 項 1 号の事例【財産に災害を受けたケース】

(事例) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたため、備品(例: 電化製品)が壊れて使用できなくなった又は棚卸資産(例: 食材)を廃棄した。

【納税の猶予をする金額】

災害又は盗難により生じた財産の現実の損失額(財産の原状回復費、商品の再調達価額等)(納付困難と認められる額を限度)

【①申請時の形式審査】

納税者から提出された猶予申請書等の確認を行う。

申請時に添付書類を提出できない場合は、後日提出させることとして差し支えない。

- 帳簿、財産目録、被害額の明細など、新型コロナウイルス感染症の影響で財産に損失を受けた事実を確認できる書類はあるか。
- 納付能力を確認する書類が添付されているか。
 - ※ 状況により、上記書類の提出が困難と認められる場合は、損害の状況、納付困難との因果関係、収支の見込み等を十分聴取する。
- 担保は不要とする(担保提供できることが明らかである場合を除く。)
- 猶予期間は、特段の申出がなければ1年として差し支えない。

【②申請内容の審査時】

納税者が受けた財産の損失の額を算定し、猶予金額について審査する。

- 財産の損失に、新型コロナウイルス感染症の影響と直接因果関係が認められるか確認する。
- 次の資料により、猶予該当事実を確認するとともに、猶予該当支出等(災害又は盗難により生じた財産の現実の損失額)を計算する。
 - 「帳簿・資産台帳」、「財産目録」、「被害額の明細」など(猶予該当支出等の例)
 - ・ 流動資産: 再調達価額又は製造原価に相当する額
 - ・ 固定資産: 復旧費・代替資産の取得費用(支払見込額を含む。)
 - ※ 原則として損失を受けた額は時価により算定することとするが、困難な場合は聞き取りによる確認でも差し支えない。また、被災前の価額は直近の決算書や元帳などの簿価から確認することとしても差し支えない。
- 通則法第 46 条第 2 項各号の二つ以上に該当する猶予該当支出等の額がある場合の猶予金額は、各猶予該当支出等の額の合計額となる。この場合、猶予該当支出等を重複計算しないように留意するとともに、その猶予該当支出等をいずれの事実に該当して取り扱うかについては、猶予金額及び延滞税の免除額を勘案し、納税者に有利なように措置する。

○通則法 46 条 2 項 2 号の事例【病気にかかった又は負傷したケース】

(事例)

納税者又はその生計を一にする親族が新型コロナウイルス感染症に罹患した。

【納税の猶予をする金額】

病気又は負傷により支出を余儀なくされる費用（医療費、代替要員の確保費用等）
（納付困難と認められる額を限度）

【①申請時の形式審査】

納税者から提出された猶予申請書等の確認を行う。

申請時に添付書類を提出できない場合は、後日提出させることとして差し支えない。

- 「医師による診断書」など、新型コロナウイルス感染症に関するり患の事実を確認できる書類はあるか。
 - ※ 生計を一にする親族かどうかは、税務署に提出された書類（確定申告書等）で確認できる場合、それを活用する。
- 「医療費の領収書」、「治療等に付随する費用（交通費等）」、「休業等による代行費用」など、支出を余儀なくされる費用が確認できる書類はあるか。
 - ※ 検査の結果、新型コロナウイルス感染症に罹患していなかった場合であっても、支出を余儀なくされる費用に含めて差し支えない。
- 納付能力を確認する書類が添付されているか。
 - ※ 状況により、上記書類の提出が困難と認められる場合は、支出の状況、納付困難との因果関係、収支の見込み等を十分聴取する。
- 担保は不要とする（担保提供できることが明らかである場合を除く。）。
- 猶予期間は、特段の申出がなければ1年として差し支えない。

【②申請内容の審査時】

納税者が支出した医療費等の額を算定し、猶予金額について審査する。

- 次の資料により、猶予該当事実を確認する。
 - 「医師による診断書」、「医療費の領収書」など
- 次の資料により、猶予該当支出等（病気又は負傷により支出を余儀なくされる費用等）を確認する。
 - 「医療費の領収書」、「代行費用等の請求書（見積書）」など
- り患した者が「生計を一にする親族」の場合、通則法基本通達第 46 条関係 9 及び 10 に基づき、親族関係の確認を行う。
- 通則法第 46 条第 2 項各号の二つ以上に該当する猶予該当支出等の額がある場合の猶予金額は、各猶予該当支出等の額の合計額となる。この場合、猶予該当支出等を重複計算しないように留意するとともに、その猶予該当支出等をいずれの事実に関連して取り扱うかについては、猶予金額及び延滞税の免除額を勘案し、納税者に有利なように措置する。

○通則法 46 条 2 項 3 号の事例【事業を休廃止したケース】

(事例) 新型コロナウイルス感染症の影響により、予約キャンセルが相次いだため、事業を休廃止した。

【納税の猶予をする金額】

事業の廃止・休止に伴って生じた損失・支出の額（在庫の投売りによる損失、従業員の退職金等）（納付困難と認められる額を限度）

【①申請時の形式審査】

納税者から提出された猶予申請書等の確認を行う。

申請時に添付書類を提出できない場合は、後日提出させることとして差し支えない。

- 「廃業届」、「登記事項証明書」など、事業の休廃止が確認できる書類はあるか。
 - ※ 休廃業の確認については、税務署に提出された書類（休廃業届等）により確認できる場合、それを活用する。なお、書類による確認が困難な場合は、職員が現地に臨場し、確認しても差し支えない。
- 「休廃業に際して支払った費用の領収書」や「清算による損失を示す書類」など、事業の休廃止により生じた損失の額が確認できる書類はあるか。
 - ※ 休廃業に際して支払った費用の領収書や清算による損失を示す書類については、税務署に提出された書類（確定申告書等）で確認できる場合、それを活用する。
- 担保は不要とする（担保提供できることが明らかである場合を除く。）。
- 猶予期間は、特段の申出がなければ1年として差し支えない。

【②申請内容の審査時】

納税者の事業の休廃止に伴う費用の額を算定し、猶予金額について審査する。

- 次の資料により、猶予該当事実を確認する。
 - 「廃業届」、「登記事項証明書」、「与信情報」、「報道」など
- 次の資料により、猶予該当支出等（休廃業に際して支払った費用や清算による損失額等）を確認する。
 - 「課税資料（決算書）」、「休廃業に際して支払った費用の領収書」、「清算による損失を示す書類」など
- 通則法第 46 条第 2 項各号の二つ以上に該当する猶予該当支出等の額がある場合の猶予金額は、各猶予該当支出等の額の合計額となる。この場合、猶予該当支出等を重複計算しないように留意するとともに、その猶予該当支出等をいずれの事実に該当して取り扱うかについては、猶予金額及び延滞税の免除額を勘案し、納税者に有利なように措置する。

○通則法 46 条 2 項 4 号の事例【事業に著しい損失が生じたケース】

(事例) 新型コロナウイルス感染症の影響で、予約キャンセルが相次いだ、給食の食材を廃棄した等の理由により、事業に著しい損失が生じた。

【納税の猶予をする金額】

著しい損失に当たるかどうかの認定基準とした額を超えた部分の損失の額（納付困難と認められる額を限度）

【①申請時の形式審査】

納税者から提出された猶予申請書等の確認を行う。

申請時に添付書類を提出できない場合は、後日提出させることとして差し支えない。

- 損益計算書（例えば、令和 2 年 1 月から一定期間のものと、平成 31 年における左記期間との比較ができるもの）など、損失発生的事实を確認できる書類が添付されているか。
- ※ 上記事実については、税務署に提出された書類（確定申告書等）で確認できる場合、それを活用する。それらの書類が確認できない場合は、「収支の明細書」の「2 直前 1 年間における各月の収入及び支出の状況」欄を活用することにより代えて差し支えない。
- 担保は不要とする（担保提供できることが明らかである場合を除く。）。
- 猶予期間は、特段の申出がなければ 1 年として差し支えない。

【②申請内容の審査時】

納税者の著しい損失の額を算定し、猶予金額について審査する。

- 次の資料により、猶予該当事実を確認するとともに、猶予該当支出等（著しい損失に当たるかどうかの認定の基準とした額を超えた部分の損失の額）を計算する。
→ 「損益計算書」、「収支の明細書」、「課税資料（決算書）」など
- ※ 例えば、居住地域に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した日など、損失を受けたと認められる日が明らかな場合は、その日から調査日までの期間について、猶予該当支出等を算出することができる。
- 通則法第 46 条第 2 項各号の二つ以上に該当する猶予該当支出等の額がある場合の猶予金額は、各猶予該当支出等の額の合計額となる。この場合、猶予該当支出等を重複計算しないように留意するとともに、その猶予該当支出等をいずれの事実に該当して取り扱うかについては、猶予金額及び延滞税の免除額を勘案し、納税者に有利なように措置する。